



けすぞう新聞

2018年2月発行
NO.2
播磨町消防団女性分団

知識と技術の向上を

女性消防団員技術研修会

2018年2月4日、兵庫県広域防災センターにて、女性消防団員技術研修会が開催されました。

午前には礼式訓練、午後にはポンプ操法を基本から学びました。

最高気温5度の中、水しぶき浴びながらの放水訓練。

実際に水槽や消火栓に繋いで小型ポンプを操作し、

ホース延長、筒先を持ち放水をしました。

また、情報交流しながらのカレーランチで

県下の女性消防団員との交流も深めました。

ポンプの操作法、放水訓練、消火栓の繋ぎ方、一度は経験すべきことが盛りだくさん。他の消防団員さんともお話でき有意義な一日でした。

虹の橋が架かる放水訓練



10年がとりかえ時ですよ

おうちにある、火災報知器のお話。新築住宅は2006年6月1日から、既存住宅は町条例により定められた日から必ず住宅用火災警報器を取り付けなければなりません。播磨町では2011年5月31日までに全ての住宅で設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。設置時期を調べるには火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。新しい火災報知機に交換したら、本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。

定期的に作動確認し、音が鳴るか確かめましょう。(一般社団法人 日本火災報知機工業会ホームページより)

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、
ピーピーピー



ピーピーピー
火事です



注)警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

...



しーん



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

ご注意ください

火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。捨てる際は、本体と電池を別にして捨てましょう。播磨町が定める条例に従って廃棄してください。